

業種	業務の内容	人的要件	物的要件	作業方法等その他の要件
<p align="center">建築物清掃業</p>	<p>建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)</p>	<p>【清掃作業監督者】 清掃作業監督者講習会修了者(修了証書の写しを添付)</p> <p>※6年ごとに再講習を受けなければならない。</p> <p align="center">従事者研修必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・真空掃除機 ・床みがき機 	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンブークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。 5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。 6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。 7 1から6までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。 8 7に掲げる作業計画書及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。 9 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間(以下「受託者の氏名等」という。)を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

業種	業務の内容	人的要件	物的要件	作業方法等その他の要件
				<p>10 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者(以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。)からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>

別記表3-2

建築物空気環境測定業登録基準

業種	業務の内容	人的要件	物的要件	作業方法等その他の要件
建築物空気環境測定業	建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流)の測定を行う事業	<p>【空気環境測定実施者】</p> <p>空気環境測定実施者講習会修了者(修了証書の写しを添付)</p> <p>又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(免状の写しを添付)ただし、この場合も再登録時に再講習の受講が必要</p> <p>※6年ごとに再講習を受けなければならない。</p>	<p>・浮遊粉じん計 (直接重量法による測定機器) グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器</p> <p>(相対濃度計) 光散乱法によるもの及び光透過率法によるものなどいわゆる光学的方法で測定し、その測定値を重量濃度に換算できるものをいう。</p> <p>・一酸化炭素検定器 検知管方式によるもの他五酸化ヨウ素法、電位電解法、赤外線分析計がスクロマトグラフによるもの。</p> <p>・二酸化炭素検定器 検知管方式によるもの他水酸化バリウム法、ガス干渉法によるもの。</p> <p>・温度計 0.5度目盛りの温度計</p> <p>・乾湿球湿度計 0.5度目盛りの湿度計</p> <p>・気流計(風速計) 0.2メートル/秒以上の気流を測定することができる風速計</p>	<p>1 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。</p> <p>2 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。</p> <p>3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。</p> <p>4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1及び3に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>5 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>

業 種	業 務 の 内 容	人 的 要 件	物 的 要 件	作業方法等その他の要件
<p>建築物空気調和用ダクト清掃業</p>	<p>建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業</p>	<p>【ダクト清掃作業監督者】 ダクト清掃作業監督者講習会修了者(修了証書の写しを添付) 又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(免状の写しを添付)ただし、この場合も再登録時に再講習の受講が必要 ※6年ごとに再講習を受けなければならない。 従事者研修必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ドリル及びシャワー又はニブラ(ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。) ・内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) ・電子天びん又は化学天びん(1mg以上の分解能を有するものに限る。) ・コンプレッサー ・集じん機 ・真空掃除機 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。 2 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。 3 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。 4 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。 5 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 6 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

業種	業務の内容	人的要件	物的要件	作業方法等その他の要件
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業	<p>【水質検査実施者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者(卒業証明書、実務従事証明書) ・衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者(衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書) ・学校教育法に基づく短大、高専において生物学等の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者(卒業証明書、実務従事証明書) ・技術士(上下水道部門もしくは衛生工学部門に限る)(技能士登録証の写し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥器及びふ卵器 ・フレームレス原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置 ・光電分光光度計又は光電光度計 ・ガスクロマトグラフ ・蒸留装置及び還流冷却装置 ・電子天びん又は化学天びん 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。 3 水質検査の結果を5年間保存すること。 4 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。 5 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。 6 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1、2、4及び5に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、検査結果の保存は自ら実施すること。 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

業 種	業 務 の 内 容	人 的 要 件	物 的 要 件	作 業 方 法 等 そ の 他 の 要 件										
<p>建築物飲料水貯水槽清掃業</p>	<p>受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業</p>	<p>【貯水槽清掃作業監督者】 貯水槽清掃作業監督者講習会修了者(修了証書の写しを添付) 又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(免状の写しを添付) ただし、この場合も再登録時に再講習の受講が必要</p> <p>※6年ごとに再講習を受けなければならない。</p> <p>従事者研修必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水ポンプ ・高圧洗浄機 ・残水処理機 ・換気ファン ・防水型照明器具 ・色度計、濁度計及び残留塩素測定器 ・機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫 <p>上記機械器具は専用のものであること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。 2 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。 3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。 4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。 <table border="1" data-bbox="1384 699 1951 991"> <tr> <td>残留塩素の含有率</td> <td>遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上、結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。</td> </tr> <tr> <td>色度</td> <td>5度以下であること。</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>2度以下であること。</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td>味</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> 5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 6 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。 	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上、結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。	色度	5度以下であること。	濁度	2度以下であること。	臭気	異常でないこと。	味	異常でないこと。
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上、結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。													
色度	5度以下であること。													
濁度	2度以下であること。													
臭気	異常でないこと。													
味	異常でないこと。													

別記表3-6

建築物排水管清掃業

業種	業務の内容	人的要件	物的要件	作業方法等その他の要件
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業 又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(免状の写しを添付)ただし、この場合も再登録時に再講習の受講が必要 ※6年ごとに再講習を受けなければならない。	【排水管清掃作業監督者】 排水管清掃作業監督者講習会修了者(修了証書の写しを添付) 従事者研修必要	<ul style="list-style-type: none"> ・内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)(ケーブルの長さが15m程度以上のものに限る。) ・高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル ・ワイヤ式管清掃機 ・空圧式管清掃機 ・排水ポンプ ・機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫 <p>上記機械器具は専用のものであること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。 2 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。 3 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。 4 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。 5 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 6 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

業種	業務の内容	人的要件	物的要件	作業方法等その他の要件
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業	<p>【防除作業監督者】 防除作業監督者講習会修了者 (修了証書の写しを添付)</p> <p>※6年ごとに再講習を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">従事者研修必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 ・ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 ・ 噴霧機及び散粉機 ・ 真空掃除機 ・ 防毒マスク及び消火器 ・ 機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。 2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。 3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。 4 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。 5 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。 6 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 7 ねずみ等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 8 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

業 種	業 務 の 内 容	人 的 要 件	物 的 要 件	作 業 方 法 等 そ の 他 の 要 件
<p>建築物環境衛生総合管理業</p>	<p>建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せて行う事業</p>	<p>【統括管理者】 統括管理者講習会修了者</p> <p>【清掃作業監督者】 清掃作業監督者講習会修了者</p> <p>【空調給排水管理監督者】 空調給排水管理監督者講習会修了者</p> <p>【空気環境測定実施者】 空気環境測定実施者講習会修了者(修了証書の写しを添付)又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(免状の写しを添付)ただし、この場合も再登録時に再講習の受講が必要</p> <p>それぞれ講習会の修了書の写しを添付</p> <p>※6年ごとに再講習を受けなければならない。</p> <p>清掃作業従事者及び空調給排水管理従事者については従事者研修が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・真空掃除機 ・床みがき機 ・空気環境測定業で用いる測定器及び器具 ・残留塩素測定器 	<p>1 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、建築物清掃業の要件の1から8までに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>2 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。 ② 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。 ③ 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネーター等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。 ④ ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。 ⑤ 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。 ⑥ 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネーター等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。 ⑦ 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。 <p>3 機械換気設備の維持管理を、2の①、2の④及び2の⑤に定めるところにより行うことができること。</p> <p>4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、建築物空気環境測定業の1から3までに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>5 貯水槽等の飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。 ② 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、建築物飲料水貯水槽清掃業の4と同様の措置を講ずること。 ③ 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。 ④ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

業 種	業 務 の 内 容	人 的 要 件	物 的 要 件	作業方法等その他の要件
建築物環境衛生総合管理業				<p>⑤ ポールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>⑥ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。</p> <p>⑦ 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の温度を均一に維持すること。</p> <p>⑧ 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>⑨ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。</p> <p>6 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。</p> <p>① 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。</p> <p>② 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>③ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>④ ポールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>⑤ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。</p> <p>⑥ 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>⑦ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。</p> <p>7 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。</p> <p>① トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。</p> <p>② 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>③ 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>④ フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。</p> <p>8 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。</p>

業 種	業 務 の 内 容	人 的 要 件	物 的 要 件	作 業 方 法 等 そ の 他 の 要 件
建築物環境衛生総合管理業				<p>9 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水质検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から8までに掲げる要件(空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。)を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>10 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水质検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>